

琉球大学学術リポジトリ

近世末近代初頭の琉球における模合請取証文について

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-06-12 キーワード (Ja): 琉球史, 近世琉球, 近代沖縄, 民間金融, 模合 (もあい) キーワード (En): 作成者: 高良, 倉吉, Takara, Kurayoshi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/416

近世末近代初頭の琉球における
模合請取証文について

高 良 倉 吉

2006年 3月 発行

琉球大学法文学部紀要 日本東洋文化論集
第12号抜刷

近世末近代初頭の琉球における模合請取証文について

高良 倉吉

はじめに

沖縄の地域史資料編の一つのモデルとなった『浦添市史』第二巻資料編1（浦添の文献資料、一九八一年）の編集に深く関わることができたが、圧倒的に前近代史料が不足している現実を少しでも補うために、京都大学文学部所蔵の「琉球資料」（一七三冊）の中から浦添に直接関係する証文類九点を紹介し、解説を加えたことがある。その当時においてはほとんど注目を集めていなかった史料であり、浦添関係と断定できるところの借金証文七点、身売証文二点を取り上げた。その後、同様のスタイルで編集された『沖縄市史』第二巻（文献資料にみる歴史、一九八四年）や『宜野湾市史』第四巻資料編3（宜野湾関係資料一、一九八五年）にも深く関与したが、『沖縄市史』では「琉球資料」中の楚南村人の借金証文一点を掲示したものの、『宜野湾市史』編集の時点では「琉球資料」中の証文類のすべてを紹介する必要性を痛切に感じていたために、同書には八六点の証文類のすべてを掲載し短いコメントを加えた。周知のように、その後「琉球資料」のすべての文書・記録類は『那覇市史』資料篇第一巻10および同第一巻11（一九八九年）の二冊に収録され、今日では多くの人々が容易に利用できるようになっている。

今更と揶揄する人がいるかもしれないが、本稿を草する気になったのは、二つの理由からである。一つは、『宜野湾市史』第四巻で指摘した「琉球資料」中の模合請取証文一四件の重要性がその後の研究においてかならずしも

フォローされていないことを憂えたからであり、今一つは、当時宜野湾市史編集事務局の職員として熱心に仕事をしていた大浜洋一氏が若くして病没したために、あの頃の苦勞の日々を氏の思い出とともに引き寄せたいと思つたからである。本稿において、琉球史における模合をめぐる数少ない事例に再び光をあててみたいと思う。

一 模合請取証文一四件の紹介

「琉球資料」九三所収の模合請取証文の一つを例示する（表1のNo.1に相当）。

証文

一 銅錢四百九拾壹貫文

右は五拾六番め儲に請取申候残て三拾壹人えは前条同段

申五月五日 取主次ら

玉那覇筑登之[㊦]

口入親類懸て

新垣にや[㊦]

同大屋の

島袋筑登之[㊦]

同

佐久川筑登之[㊦]

銅錢四九一貫文の「取主」（受取人）が玉那覇筑登之（「次ら」は童名）で、「口入」（保証人）が新垣にや（「親類懸て」は玉那覇筑登之の親類側の保証人として、との意味）・島袋筑登之（「大屋」は屋号）・佐久川筑登之の三名である。解釈のポイントは本文中の「五拾六番め」「残て三拾壹人えは前条同段」にあり、文面通りに理解すると、前者は玉那覇筑登之が五一番目の「取主」であること、後者は玉那覇筑登之以外に残り三二人の「取主」がなお存在するという意味になるが、残念ながら「前条同断」は省略されており意味不明である（残りの証文もすべて「前条同断」と表記）。つまり、この証文は一番から五五番の取主がいて、五六番目の取主に相当する玉那覇筑登之がおり、そして彼より他に五七番目以降の三二人の取主がいることを想定することによって始めて成り立つ証文だといえる。

言い換えると、受取金額・受取順番・残り受取人数・受取年月日・受取人・連帯保証人などの項目を含む独立した一件証文ではあるものの、これに連関する他の証文群の存在を前提にして始めて解釈可能な史料といえる。文中に模合という言葉が二か所、すなわち「模合人数中」という表現で登場するが（表1の9・10）、後述するように、これら一四件の証文は大規模な模合が行われていた状況を証明する史料であり、借金証文や身売証文などと区別する意味で「模合請取証文」と称すべきものに当たる。

以上の理解にもとづいて、「琉球資料」所収の一四件の模合請取証文を一覧する目的で表1を作成した。

表1・模合請取証文一覽

No.	銅 銭	請取番号	残て	年月日	取 主	口入その他
7	二四七貫五〇〇 (半方取)	六〇	二七	戊九月五日	喜屋武子(仲原)	佐久川筑登之、屋比久筑登之(兄)、 島袋筑登之(親類懸て)
6	四九四 "	五九	二八	戊八月五日	むた宮城(田場)	新垣にや(親類)、玉那覇かな、吉本 子吉慎
5	四九一 "	五五	三二	戊四月五日	照屋子(次男・樽 亀)	かな玉那覇、照屋子(前原の嫡子・仁 王)、照屋筑登之(親類懸て・原(欠)
4	(損欠)	(損欠)	(損欠)	戊三月五日	桑江子(三男)	(親類懸て・嫡子) 桑江筑登之(嫡子・兄)、大城筑登之 親雲上(三男)、大城筑登之親雲上
3	四九三 "	五八	二九	申七月五日	たら島袋	垣筑登之 かめ島袋、新垣にや(親類懸て)、新
2	四九二 "	五七	三〇	申六月五日	新垣にや	(親類懸て) むた宮城、たら島袋、玉那覇筑登之
1	四九一貫文	五六番	三一人	申五月五日	玉那覇筑登之(次 ら)	新垣にや(親類懸て)、島袋筑登之 (大屋の)、佐久川筑登之

14	13	12	11	10	9	8
五〇一 "	五〇〇 "	四九九 "	四九八 "	四九七 "	四九六 "	二四七 五〇〇 (半方取)
六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇
二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七
亥三月五日	亥二月五日	亥一月五日	日 戊二月五日	日 戊一月五日	日 戊一〇月五日	戌九月五日
数中) (損欠) (模合人数)	照屋子(取主当真の思戸名代仁王)	国頭子	久田筑登之	御物取(模合人数中)	御物取(模合人数中)	照屋筑登之親雲上(宿主)
(損欠)	照屋子喜重(次男・樽)、かな玉那覇、照屋筑登之親雲上(親類懸て・宿主)	屋比久筑登之(親類懸て・兄)	むた知念、大城筑登之親雲上(三男)、小橋川子(樽)、照屋子(樽)	(記載なし)	(記載なし)	大城筑登之親雲上(三男)、屋比久筑登之(兄)、久田筑登之(親類懸て)

(注) 『宜野湾市史』第四卷二六六～二七一ページ、『那覇市史』資料篇第一卷10・琉球資料上六二五～六二七ページ参照。『那覇市史』は「琉球資料」の綴じ掲載順に紹介しているが、本表では証文分類の便宜を考慮して、『宜野湾市史』の配列を踏襲した。なお、証文の読みは『那覇市史』によって若干補訂した。

二 模合請取証文の全体状況の想定(その1)

十二支と月日の表記を手がかりにすると、一四件の証文はNo.1〜3とNo.4〜14の二つのグループに分けられる。前者は申年の五月五日・六月五日・七月五日と連続しており、請取番号が五六・五七・五八番の順であること、また「残て」人数も三一・三〇・二九人という法則性が確認できるからである。後者についても同様で、戊年の三月五日・四月五日(五月・六月・七月の各五日の分が欠)・八月五日・九月五日(平方取が二件、なお解釈は後述)・一〇月五日・十一月五日・十二月五日・翌亥年の一月五日・二月五日・三月五日という規則性があり、請取番号は五五〜六六番(五四番、五六〜五八番は欠)、「残て」人数は三二〜二一人(三三人、三一〜二九人は欠)という連続性が見られる。申年の次は酉年、その次は戌年であるから、No.1〜3とNo.4〜14のグループはその請取番号・「残て」人数を照合すると、両者に連続性は認められないので、ここでは別系統の二つの文書群として扱うこととする。

そう考えると、No.1〜3グループの証文は、請取番号・「残て」人数の規則性・法則性に着目するならば、その前後に表2のような証文群を前提としており、その一連の証文類の一部に位置づけられることが判明する。

表2・複合請取証文群の推定 (No. 1〜3グループの場合)

年月日	請取番号	残て人数	年月日	請取番号	残て人数	年月日	請取番号	残て人数
卯一〇月五日	一番	八六人	巳一月五日	一六番	七一人	午四月五日	三一番	五六人
一月五日	二	八五	二月五日	一七	七〇	五月五日	三二	五五
二月五日	三	八四	三月五日	一八	六九	六月五日	三三	五四
辰一月五日	四	八三	四月五日	一九	六八	七月五日	三四	五三
二月五日	五	八二	五月五日	二〇	六七	八月五日	三五	五二
三月五日	六	八一	六月五日	二一	六六	九月五日	三六	五一
四月五日	七	八〇	七月五日	二二	六五	一〇月五日	三七	五〇
五月五日	八	七九	八月五日	二三	六四	十一月五日	三八	四九
六月五日	九	七八	九月五日	二四	六三	十二月五日	三九	四八
七月五日	一〇	七七	一〇月五日	二五	六二	未一月五日	四〇	四七
八月五日	一一	七六	十一月五日	二六	六一	二月五日	四一	四六
九月五日	一二	七五	十二月五日	二七	六〇	三月五日	四二	四五
一〇月五日	一三	七四	午一月五日	二八	五九	四月五日	四三	四四
十一月五日	一四	七三	二月五日	二九	五八	五月五日	四四	四三
十二月五日	一五	七二	三月五日	三〇	五七	六月五日	四五	四二

未七月五日	四六番	四一人	申二月五日	六三番	二四人	戊五月五日	八〇番	七人
八月五日	四七	四〇	酉一月五日	六四	二三	六月五日	八一	六
九月五日	四八	三九	二月五日	六五	二二	七月五日	八二	五
一〇月五日	四九	三八	三月五日	六六	二一	八月五日	八三	四
十一月五日	五〇	三七	四月五日	六七	二〇	九月五日	八四	三
十二月五日	五一	三六	五月五日	六八	一九	一〇月五日	八五	二
申一月五日	五二	三五	六月五日	六九	一八	十一月五日	八六	一
二月五日	五三	三四	七月五日	七〇	一七	十二月五日	八七	〇
三月五日	五四	三三	八月五日	七一	一六			
四月五日	五五	三二	九月五日	七二	一五			
申五月五日	五六番	三一人	一〇月五日	七三	一四			
申六月五日	五七番	三〇人	十一月五日	七四	一三			
申七月五日	五八番	二九人	十二月五日	七五	一二			
八月五日	五九	二八	戊一月五日	七六	一一			
九月五日	六〇	二七	二月五日	七七	一〇			
一〇月五日	六一	二六	三月五日	七八	九			
十一月五日	六二	二五	四月五日	七九	八			

卯年一〇月から戌年一二月までの計七年と二か月にまたがる長期の証文群であり、単純計算すると延べ人数にして八七人（あるいは八七番目）の取主が存在することとなる。No. 1〜3の証文は模合期間のほぼ半ば、つまり申年の五〜七月の三分の請取証文に相当することが判る。残存するその三件の証文に記される請取金額は、銅銭でそれぞれ四九一・四九二・四九三貫文であるから、一回分の請取平均値を四九二貫文として算出し、これに八六月（七年十二月）を掛けると、総額にして四万二三二貫文という途方もない巨額となる。このような仕組みを持つ経済行為として想定できるのは唯一模合のみであり、残存する上記三件の証文（No. 1〜3）は、何らかのルールにもとづいてあらかじめ決められた請取順で模合金額を順次取得する際に、その取得者が出したところの領収書相当の文書、に当たる。その意味で、これらの文書は模合請取証文と呼ぶのがふさわしいといえる。

三 模合請取証文の全体状況の想定（その2）

同様の理解に立つて、No. 4〜14グループについてその前後の証文群を想定するために作成したのが表3である。

表3・模合請取証文群の推定（No. 4〜14グループの場合）

年月日	請取番号	残て人数	年月日	請取番号	残て人数	年月日	請取番号	残て人数
巳二〇月五日	一番	八六人	午一月五日	四番	八三人	午四月五日	七番	八〇人
一月五日	二	八五	二月五日	五	八二	五月五日	八	七九
一二月五日	三	八四	三月五日	六	八一	六月五日	九	七八

十一月五日	二六	六一	四月五日	四三	四四	戌九月五日	六〇番	二七人
一〇月五日	二五	六二	三月五日	四二	四五	戌八月五日	五九番	二八人
九月五日	二四	六三	二月五日	四一	四六	七月五日	五八	二九
八月五日	二三	六四	酉一月五日	四〇	四七	六月五日	五七	三〇
七月五日	二二	六五	一月五日	三九	四八	五月五日	五六	三一
六月五日	二一	六六	一月五日	三八	四九	戌四月五日	五五番	三二人
五月五日	二〇	六七	一〇月五日	三七	五〇	戌三月五日	五四番	三三人
四月五日	一九	六八	九月五日	三六	五一	二月五日	五三	三四
三月五日	一八	六九	八月五日	三五	五二	戌一月五日	五二	三五
二月五日	一七	七〇	七月五日	三四	五三	一月五日	五一	三六
未一月五日	一六	七一	六月五日	三三	五四	一月五日	五〇	三七
二月五日	一五	七二	五月五日	三二	五五	一〇月五日	四九	三八
一月五日	一四	七三	四月五日	三一	五六	九月五日	四八	三九
一〇月五日	一三	七四	三月五日	三〇	五七	八月五日	四七	四〇
九月五日	一二	七五	二月五日	二九	五八	七月五日	四六	四一
八月五日	一一	七六	申一月五日	二八	五九	六月五日	四五	四二
午七月五日	一〇番	七七人	未二月五日	二七番	六〇人	酉五月五日	四四番	四三人

七月五日	七〇	一七	五月五日	八〇	七				
六月五日	六九	一八	四月五日	七九	八				
五月五日	六八	一九	三月五日	七八	九				
四月五日	六七	二〇	二月五日	七七	一〇	一二月五日	八七	〇	
亥三月五日	六六	二一	子一月五日	七六	一一	一二月五日	八六	一	
亥二月五日	六五番	二二人	一二月五日	七五	一二	一〇月五日	八五	二	
亥一月五日	六四番	二三人	一二月五日	七四	一三	九月五日	八四	三	
戌二月五日	六三番	二四人	一〇月五日	七三	一四	八月五日	八三	四	
戌一月五日	六二番	二五人	九月五日	七二	一五	七月五日	八二	五	
戌一〇月五日	六一番	二六人	亥八月五日	七一番	一六人	子六月五日	八一番	六人	

巳年一〇月から子年一二月まで、表2同様に七年と二か月にまたがる模合であり、延べ人数にして八七名の取主が想定できる。「平方取」は請取金額の五〇%を取得する権利のことをいうと解されるので、二者を合計した金額を一月分と仮定して、表1から一月分の請取金額の平均値は四九七貫文、これに八六月（七年十二月）を掛けると、単純計算で延べ金額にして四万二七四二貫文という規模の模合であったことが推計できる。

四 模合請取証文をめぐる問題点

模合開始から終了までの期間が七年余の長期に及ぶと同時に、参加メンバー（請取順番の権利保持者）が延べ人数にして九〇人近くに及び、かつまた請取金額の総額が四万二〇〇〇貫文を超える巨額の模合が存在したということとをどのように考えるべきだろうか。さらにまた、このような大規模の模合行爲が行われていた時期や地域の問題について、どのように認識すべきだろうか。各証文の文面に明確な手がかりは見当たらないが、そのことを重々承知のうえで若干の考察を加えてみたい。

「琉球資料」がどのような経緯で京都大学に収蔵されるようになったのかは未だに不明のままである。『那覇市史』資料篇第一巻10の解題で田名真之氏は、京大側の「入手の経緯他詳細は不明」としたうえで、京大が大正九年（一九二〇）五月二〇日に一括購入して受け入れる以前の段階においてすでに一塊に扱われた文書群が存在したことを想定し、その背景に横たわる状況認識として、「明治く大正期、沖縄から中央へと、王府時代の古文書を取り扱う人々が存在していた」可能性を指摘している。妥当な認識だと思う。なお、念のために付け加えると、『那覇市史』は模合請取証文を含む証文関係文書について特に解説を付していない。

① 証文の一元的保管者の存在

模合請取証文を検討して得られる結論の一つは、取主・口入の氏名の欄にほぼ例外なしに押印（黒印）もしくは拇印が見られることから、この文書類は写しではなく原本だという点である。取主が自ら印を押し、口入の押印・拇印を揃えたうえで、当然のことながらそれを提出する相手方が存在した。その保管者の元で、これらの証文類が

必要な期間、一元的に確保されていた可能性にまずは着目したい。

なぜならば、請取証文のオリジナルはその提出者個々人の手元に残ることはありえないのであり、金銭出納上のトラブルを避けるために、模合参加メンバー全員の請取証文を一元的に保管する必要があるためである。注目すべき点は、請取証文には差出人・保証人の名は明記されているものの、証文の受取人名が記されていない。この理由として想定できるのは、すべての証文の受取人が同一人であるためにこれを省略したこと、すなわち参加メンバー全員が提出する証文を一元的に管理する責任者が存在していたことを示している。模合全体を差配する存在として想定されるのはいわゆる座元のみであり、したがって、No. 1〜3とNo. 4〜14の証文類は、座元の役を勤めていた個人もしくはその家において伝承されてきたと考えることができる。つまり、その者もしくは家には表2・表3で想定した膨大な模合請取証文がかつて保管されており、それが不要になつたか、さもなければその者・家が証文類の保管・伝承を必要としなくなつた時点において破棄され、その中のごく一部が琉球関係資料群にプールされた後で、大正九年においてそれを京大が取得した、という流れを想定できる。

したがって、模合請取証文は、少なくとも大正九年をさらに遡る時点で作成されたものであることは言うまでもないが、さらにその先に横たわる問題として注意したいのは、模合の終了と証文を確保・担保することが不必要となつた状況、そしてまた座元の家において何らかの理由により証文を破棄するという段階があつたことである。そのようなプロセスを念頭に置くならば、模合請取証文が有効とされた段階、言い換えると、大規模な模合行為が行われていた期間および模合終了後に出納上のトラブルがもはや生じないと判断された時点までを有効期間と想定できるものであり、その無効化が京大が取得した大正九年より二〇年先だつたとしても、明治時代中期より以前に遡る証文である可能性を漠然とではあるが想定できることになる。

② 証文の年代推定

別の角度から年代を考証してみたい。

模合請取証文の金額のすべてが銅錢で表示されていること、取主や口入の氏名の表記法に「筑登之」「にや」「子」「筑登之親雲上」という位階名、あるいは「むた宮城」のように童名を冠頭に置く表記法が用いられていることなどに着目すると、文面は全体に近世的と規定しうるスタイルである。屋号の使用、続柄を示す「三男」「次男」「兄」「嫡子」などの表記法も同様である。しかしながら、「玉那覇かな」「吉本子吉慎」「照屋子仁王」「照屋子喜重」などの例に見るように、明らかに近代期のもと見られる表記法もあり、そのすべてをたたちに近世期のもとと断定することはできない。「宜野湾市史」の解題で私は「近世末期から琉球処分期（一九世紀二〇～七〇年代）を想定してよいのではなからうか」（二六六ページ）としたが、証文の期間幅が七年と二か月であることを勘案すれば、近世期のスタイルを保持しつつ近代期の表記法が登場する時期を含む時点、という視点に立つての再考が必要だろう。

例えば、年代が判明している「琉球資料」九六所収の庚辰年（明治一三〇一八八〇）三月の勢理客筑登之親雲上の借金証文（『那覇市史』琉球資料上六四四ページ）や、「琉球資料」九五所収の光緒八年（明治一五）二月の勢理客子の借金証文（『那覇市史』六三二ページ、但し金額表示は「新銅貨」で記載されている）、同九五所収の光緒二二年（明治一九）九月の楚南村の借金証文（『那覇市史』六三二～六三三ページ）などの署名人の表記法は明らかに近世的である。ところが、同九五所収の明治二〇年一月の浦添間切伊祖村の松木伐採許可願（『那覇市史』六三五ページ）や、同九五の戊辰年（明治三一）我如古磨津の借用証（『那覇市史』六三三～六三四ページ）などは完全に近代的な表記法になっている。

『宜野座村誌』第四卷資料編Ⅱ（文献資料上、一九八八年）に収録されている同地域で発掘されたところの土地関係証書類や借金証書類の例を見ると、光緒八年（明治一五〇一八八二）四月の漢那村山田仕明帳（同二三四〇一三六ページ）の署名人の表記法は近世的な様式であるが、明治二〇年（一八八七）九月の徳吉小の小仕明帳（同二三七〇一三九ページ）や、同二年九月の金武間切漢那村小仕明帳（同二三九〇一四一ページ）、同二年八月の土地譲渡代金の請取証文（同二四一〇一四三ページ）などは完全に近代的な様式に転換していることが判明する。以上の事例を参考に一定の見通しを提示すれば、琉球処分後の明治一〇年代までは近世的様式が近代的様式を含みつつ継続しており、明治二〇年代になって近代的な様式に完全に転換していくという変化プロセスを想定することが可能である。

そのように考えると、No. 4 〳 14 の模合請取証文は、明治一〇年代を基準にその成立年代を検討できることになる。表3で想定した全証文の十二支を明治一〇年代の該当する年に割り付けると、その結果は明治一四年巳（一八八二）・同十五年午・同十六年未・同十七年申・同十八年酉・同十九年戌・同二十年亥・同二十一年子（一八八八）に相当するのであり、この想定が妥当なものだとすれば、No. 4 〳 14 を含む全証文が作成された年代は明治一四年一〇月から同二十一年一二月までの七年二か月であり、残存する八件の証文（No. 4 〳 14）は明治一十九年戌（一八八六）の三・四・八・九・一〇・一一・一二の各月、および翌二〇年亥の一・二の各月の請取証文であることになる。

また、No. 1 〳 3 の証文がNo. 4 〳 14 に近い時点の成立であることを前提に考えると、琉球処分以前とした場合は同治六年卯（慶応三〇一八六七）から同十三年戌（明治七〇一八七四）までの七年余であり、残存の三件は同治一一年申（明治五〇一八七二）の五・六・七の各月の請取証文に当たる。琉球処分後であると考えた場合は、明治一二年卯（一八七九）から同十九年戌（一八八六）にまたがる証文となり、残存する三件は明治一七年申（一八八四）

の五・六・七の各月の請取証文に相当する。私は後者のほうの蓋然性が高いと考えているが、今のところ明確な根拠を提示できないでいる。

No. 4～14が明治一四～二一年にまたがる模様の存在を証明する史料であり、また、No. 1～3が同治六～一三年もしくは明治一～一十九年のいずれかにまたがる模様のあったとした場合、両者の座元は同一人（あるいは同一家）だと想定されるので、このような大規模な模様の差配できるだけの信用と財力を持つ者が琉球処分をはさむ近世末～近代初期の時点に存在したことに注目しなければならないと思う。

③ 模様が行われた地域の問題

大規模なこうした模様が行われた地域や範囲について、『宜野湾市史』の解説では「沖繩本島、とくに中南部のいずれかの地域」（二六六ページ）とコメントするにとどめた。模様の請取証文に地域推定の手がかりが全く含まれていないためであったが、沖繩島中南部と推定したのは、「琉球資料」所収の各種証書類に宜野湾・浦添両間切に係わるものが多いこと、また、借金の貸主として浦添間切前田村居住の内間家という素封家の存在が際立っていることに注目したからであった。大規模なこの種の模様の座元として内間家のような富裕層を想定する必要があること、同家の金融業が宜野湾・浦添を中心に周辺の間切や町方にまで及んでいた状況を想定していたがために、推測の域を出ないのであるが、沖繩島中南部という地域設定を試みたのである。

この問題に関する認識をさらに深めるためには、内間家に関する徹底したリサーチが必要とされるが、それを未だになしえていない私は、『宜野湾市史』の解題時点の理解より先に進んではいけない。

④ その他の問題点

受取の金額の銅銭高がNo. 1、3で四九一・四九二・四九三貫文、No. 4、14で四九一・四九三四・四九五（半方取の合計）・四九六・四九七・四九八・四九九・五〇〇・五〇一貫文とばらつきがあるが、その理由を説明することは今のところできない。また、「半方取」という用例が二件登場するが、前述したように一回（一月）の受取分を折半する方式であることは明らかなのだが、それが財力の格差によるものかどうかとも判らない。また、具体的な人名ではなく、口入を伴わない「模合人数中」という肩書きで「御物取」と名乗る事例が二点（表1の9と10）登場しているが、その意味を確定することもできない。このような不明部分を残したうえで、とりあえずの検討結果を『宜野湾市史』第四巻段階をふまえて提示した。

なお、琉球大学附属図書館所蔵の仲原善忠文庫には三件の模合関係文書があり、本来ならばその分析結果をふまえて本稿を草すべきであった。「模合帳 一」と仮題された文書の表題には「光緒六年／辰四月九日波平村東り百次之当間にや宅江相揃銅銭五拾貫文現銭持参書留帳／惣人数中」、「模合帳 二」と仮題された文書の表題には「辰四月九日波平村東り百次之当間にや宅相揃候銅銭五拾貫文模合面立并番居模居シ印帳／模合人数中」とあり、「諸人数吟味之上二而致清書置候事」との注記が付されている。この二件の文書は一連のものであり、文中に登場する村名から判断して、光緒六辰年（一八八〇）明治一三頃に読谷山間切で行われた模合の事例である。模合の運営や参加者の実態が判る貴重な史料ではあるが、難解なため私はその文書の分析にまだ成功していない。今一つは「模合帳」の仮題を持つ短いものだが、三二名の人名を列挙するだけであり、いかなる性格の史料かは不明である。人名の肩書に登場する村名から美里間切のものと見られ、おそらく模合参加人数の一覧と推定される。

このように、仲原文庫蔵の模合関係史料が含む情報を抜きに本稿が成立していることに留意していただきたい。

また、模合の種別や運用について記述したところの与那堅亀氏の「金融（模合）」（『那覇市史』資料篇第二巻中の7、一九七九年）があるが、それが氏の経験や伝聞にもとづくものであることは承知できるものの、文意がわかりにくいために本稿では活用できなかった。

模合の運用や実態に関する歴史的研究は、本稿で紹介した模合請取証文が突破口であることを確認しつつも、なお検討すべき課題が多く横たわる点を肝に銘じたい。

参考文献（引用順）

- 『浦添市史』第二巻資料編1・浦添の文献資料、一九八一年、浦添市役所
『沖繩市史』第二巻・文献資料にみる歴史、一九八四年、沖繩市役所
『宜野湾市史』第四巻資料編3・宜野湾関係資料1、一九八五年、宜野湾市役所
『那覇市史』資料篇第一巻10・琉球資料上、同11・琉球資料下、一九八九年、那覇市役所
『宜野座村誌』第四巻資料編Ⅱ・文献資料上、一九八八年、宜野座村役場
与那堅亀「金融（模合）」、一九七九年、『那覇市史』資料篇第二巻中の7・那覇の民俗、第三章生業第五節商業の六項。氏には『沖繩の模合』（沖繩文教出版）がある由だが、参照できなかった。

（二〇〇五年七月稿）